

1	住宅ローン
---	-------

令和元年10月1日現在

商 品 名	⑧NC・あみしん住宅ローン (株エヌシーおびひろの保証付)
-------	---

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫営業区域内に居住または居住予定の、年齢が満20歳以上満60歳以下の方で、最終返済時満70歳以下の方。 ・安定した収入を継続して見込める方。 ・給与所得者の方は勤続年数2年以上、法人役員、自営業者の方は3年以上勤務または営業されている方。 ・(株)エヌシーおびひろの会員の方で、保証を受けることができる方。(会員申込が同時のものも可) ・借換の場合は、直近の1年間に返済の延滞が一度もない方。 ・年取別に定める返済比率の範囲内の方。 ・当金庫の会員もしくは会員となれる資格を有する方。 ・原則として当金庫が指定する団体信用生命保険または三大疾病特約団信保険に加入できる方。(ご融資利率に保険料相当の利率が加算されます) <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅新築資金、中古住宅購入資金、リフォーム資金等。 ・住宅金融支援機構、金融機関等から借入した住宅ローンの肩代わり資金で、しんきん保証住宅ローンと併用し、且つその担保評価不足分を補完するための資金。 ・単独の肩代わり及び住宅取得を目的とした資金。 ・店舗・事務所等併用住宅の場合は、住宅部分の面積が50%以上であること。
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上15年以内 <p>ただし、肩代り資金の場合は既融資の返済期限の属する月の月末を限度とします。</p>
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型、固定金利期間特約型のいずれかを選択できます。 ・固定金利期間特約型の固定金利特約期間は、当初3年、5年、7年、10年の4種類から選択できます。なお特約期間終了後は変動金利へ移行します。 ・変動金利型の融資利率は、当金庫長期プライムレート(基準金利)と同率を適用させていただきます。 ・固定金利特約型の融資利率は、当金庫基準金利に固定金利特約期間に応じた利率を加算した利率を適用させていただきます。 ・変動金利の利率は基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引上げられます。 ・金利変動時の上限利率は、当初契約時の基準金利に4%を加算した利率となります。(ただし団信保険等加入の場合、上限利率が上がります) ・変動金利の利率は毎年2月1日と8月1日現在の基準金利により、各々3月と9月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・固定金利型への変更はできません。

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元利均等払いとし、ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・融資利率の見直しが行われた場合、新融資利率、残存元金、残存期間にもとづいて返済額が変更になります。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人は、原則不要とします。 ただし、団体信用生命保険に加入できない場合、あるいは保証会社が必要と認められた場合には連帯保証人が必要となります。 ・担保は、原則として求償権担保を設定します。 ただし、保証会社が無担保扱いと認められた場合はその限りではありません。
保証料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料 保証料は保証会社の定めにより必要となります。 ・手数料 抵当権設定費用として、保証会社の定めによる手数料が必要となります。 ・住宅ローン事務手数料が必要となります。(有担保のみ) ・期限前に返済されますと住宅ローン期限前返済手数料が必要となります。 手数料は、繰上完済・一部内入1件ごとに計算します。 <p>※詳しくは、当金庫ホームページ掲載の「各種手数料一覧表」または当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>※現在のご融資利率やご返済額の試算等詳しい内容については、当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>